

# グループホーム千同ひまわり利用料金表

## 1 保険給付の自己負担額

### ① 居宅サービス費

	1日あたり	1か月あたり(30日)	1割負担	2割負担	3割負担
要 支 援 2	749単位	22,470単位	23,481円	46,962円	70,443円
要 介 護 1	753単位	22,590単位	23,606円	47,213円	70,819円
要 介 護 2	788単位	23,640単位	24,703円	49,407円	74,111円
要 介 護 3	812単位	24,360単位	25,456円	50,912円	76,368円
要 介 護 4	828単位	24,840単位	25,957円	51,915円	77,873円
要 介 護 5	845単位	25,350単位	26,490円	52,981円	79,472円

※ 医療連携体制加算Ⅰ：1日につき(イ)57単位(ロ)47単位(ハ)37単位加算されます。

※ 医療連携体制加算Ⅱ：1日につき5単位加算されます。(Ⅰ/Ⅱ共に要支援2を除く)

※ 協力医療機関連携加算：1月につき100単位加算されます。

※ 初期加算：入居後及び30日を超える入院後に再入居した場合、30日以内の期間について1日につき30単位加算されます。

※ 口腔衛生管理体制加算：1月につき30単位加算されます。

※ 口腔・栄養スクリーニング加算：6月ごとに20単位加算されます。

※ サービス提供体制強化加算Ⅰ：1日につき22単位加算されます。

※ 科学的介護推進体制加算：1月に40単位加算されます。

※ 生産性向上推進体制加算Ⅱ：1月に10単位加算されます。

※ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/(Ⅱ)：1月に10単位/5単位加算されます。

### ② その他 法令で定められるもの(実施した場合)

※ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)/(Ⅱ)：1月に100単位/200単位加算されます。

※ 認知症専門ケア加算Ⅰ：1日につき3単位加算されます。

※ 認知症チームケア加算(Ⅰ)/(Ⅱ)：1月に150単位/120単位加算されます。

※ 看取り介護加算：1日につき下記のとおり加算されます。

< 72単位(死亡日以前31日以上45日以下)・144単位(死亡日以前4日以上30日以下)  
680単位(死亡日前日及び前々日)・1,280単位(死亡日) >

※ 若年性認知症利用者受入加算：1日につき120単位加算されます。

※ 退居時情報提供加算：250単位加算されます。(退居時に利用者1人につき1回限り)

※ 入院時費用：1日につき246単位加算されます。(1月に6日まで上限)

※ 新興感染症等施設療養費：1日につき240単位加算されます。(1月連続5日まで)

### ◎ 介護職員等処遇改善加算Ⅲ：1月あたり総単位数に0.155を乗じた額が加算されます。

☆上記の加算は、5級地(広島市)につき、1.045を乗じた(ご利用月の合計に対し)金額が自己負担額になります。介護負担割合が2割・3割の方は、自己負担額が2倍・3倍になります。

## 2 利用料(保険給付外)

費 目	日額、月額等	内 訳
家 賃	63,000 円/月	1日につきおよそ2,100円
共 益 費	20,000 円/月	水道光熱費含む(1日につきおよそ667円)
食 材 料 費	1,780 円/日	朝食520円 昼食630円 夕食630円
教 養 娯 楽 費	実 費	クラブ活動、行事の材料費
散 髪 代	実 費	
紙パンツ・紙おむつ等	実 費	
敷 金	150,000 円	入居時